

## 70. 15

特許登録令第19条の登録義務者の  
承諾書の記載事項について

特許登録令第19条<sup>\*1</sup>の規定に基づき登録権利者だけで登録の申請をする場合において、添付する承諾書（単独申請承諾書）には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 特許番号（登録の目的が仮専用実施権の申請に関するときは、当該実施権の登録の申請に係る特許出願の番号<sup>注1</sup>）
- (2) 当該登録申請を登録権利者だけで申請することを承諾する旨
- (3) 登録権利者だけで申請することを承諾した日又は承諾書を作成した日
- (4) 登録権利者の氏名又は名称
- (5) 登録義務者が、自然人にあっては住所又は居所及び氏名、法人にあっては住所、名称及び代表者名

（改訂令和3・10）

---

<sup>\*1</sup> 特登令19条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

<sup>注1</sup> 特許出願の番号が通知されていないときは、特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。